

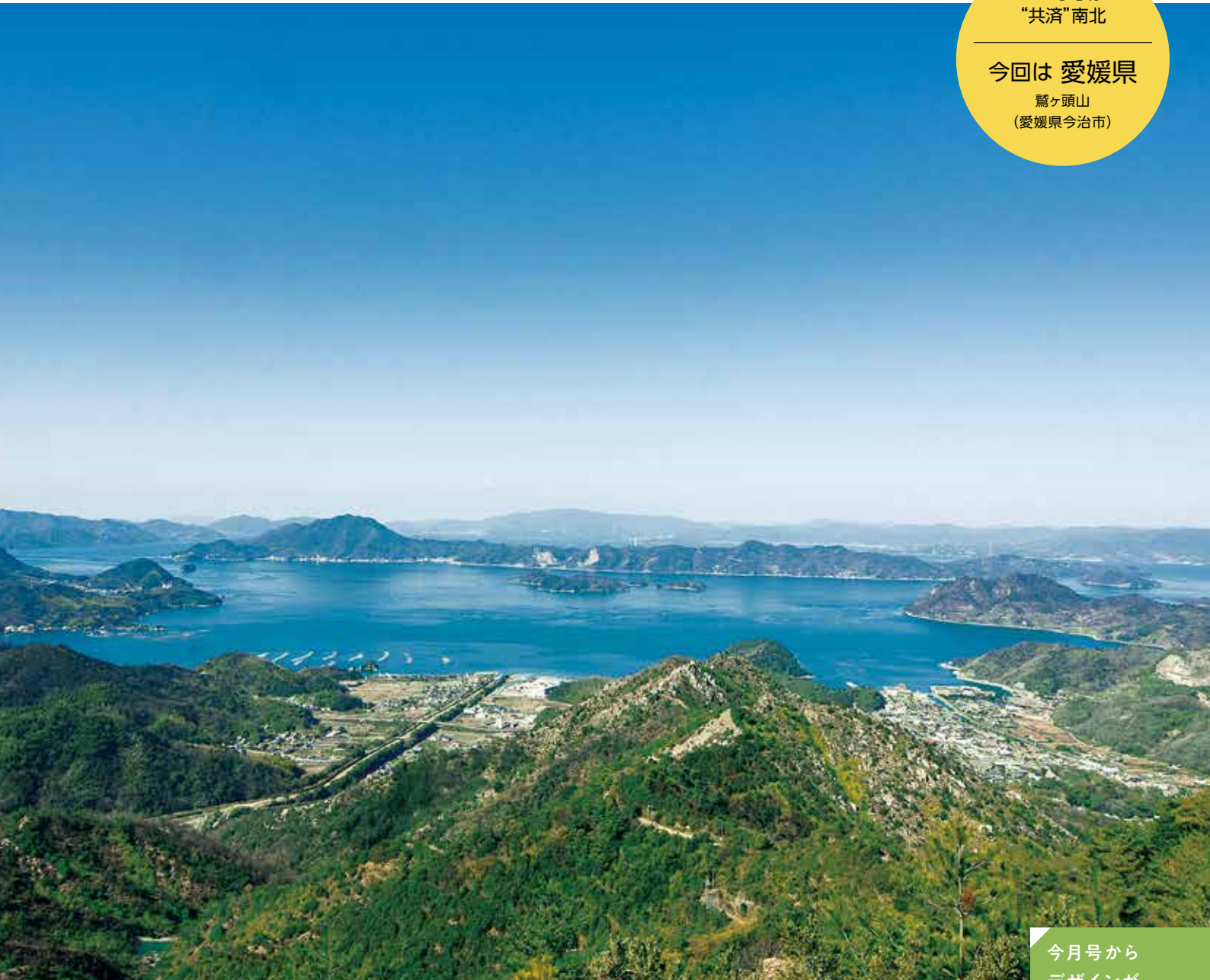
PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 愛媛県

鷺ヶ頭山
(愛媛県今治市)



今号の 主要項目

- 令和2年度事業計画及び予算の概要 ● スチュワードシップ活動の報告について
- 積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)及び地方公務員共済組合の基本ポートフォリオの見直しについて
- 年金払い退職給付に係る財政状況(平成30年度末)について
- 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について
- 令和2年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成31年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

今月号から
デザインが
新しくなりました

CONTENTS

お知らせ

今月号から「連合会だよりPAL」のデザインが新しく生まれ変わりました。
今後とも引き続きご愛読くださるようお願いいたします。

主要項目 1	令和2年度事業計画及び予算の概要 [総務部総務課]	P.03
主要項目 2	スチュワードシップ活動の報告について [資金運用部企画管理課]	P.09
主要項目 3	積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)及び 地方公務員共済組合の基本ポートフォリオの見直しについて [資金運用部企画管理課]	P.19
主要項目 4	年金払い退職給付に係る財政状況 (平成30年度末)について [年金業務部 数理課]	P.21
主要項目 5	地方公務員共済組合等に係る 地方公共団体の負担金等の財源措置について [総務省]	P.22
主要項目 6	令和2年度以降において地方公共団体等が 負担すべき追加費用等について [総務省]	P.24
主要項目 7	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び 平成31年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の 給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について [総務省]	P.31
年金制度等の日誌	年金制度等に関連した法律等の改正状況	P.32
業務等の状況	会議開催状況／会議開催予定	P.33
人事異動		P.34
■ 宿泊施設の紹介 えひめ共済会館	[愛媛県市町村職員共済組合]	P.38
■ PALひろば“共済”南北 173 えひめの名城 歴史だけじゃない、名城めぐりのお楽しみ	[愛媛県市町村職員共済組合]	P.39

※新型コロナウイルスの影響により、発行が遅れましたことをお詫び申し上げます

令和2年度事業計画及び予算の概要

[総務部総務課]

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

社会保障・税番号制度については、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携に係るシステムの運営等を適切に行うものとします。

令和元年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で11兆8,801億円(時価)、退職等年金給付調整積立金で550億円(簿価)、経過的長期給付調整積立金で12兆3,987億円(時価)の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

また、組合の請求に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金等が不足すると認められる組合に対し、必要な資金を交付するものとします。

総括

1. 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

- (1) 組合の数 64組合
- (2) 組合員の数 2,965千人

地方職員共済組合	315,387人
公立学校共済組合	1,046,918人
警察共済組合	299,440人
東京都職員共済組合	125,730人
すべての指定都市職員共済組合 及びすべての市町村職員共済組合	1,178,000人
合計	2,965,475人

2. 連合会の役員及び職員の数

- (1) 役員 理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
- (2) 職員 79人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1. 収入 252,171,794 千円
(478,823,988 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 53,113,186 千円を見込むものとする。
- イ 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 38 条の 8 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 14,802,793 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 184,255,815 千円を見込むものとする。

2. 支出 192,696,417 千円
(205,137,505 千円)

- ア 厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 153,751,343 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 36,890,000 千円を見込むものとする。
- ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 2,055,074 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額 252,171,794 千円
支出総額 192,696,417 千円
当期損失金 59,475,377 千円

当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 10,282,603,335 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、10,342,078,712 千円となる見込みである。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1. 収入 14,564,427 千円
(14,377,045 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 154,576 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 14,194,734 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 215,117 千円を見込むものとする。

2. 支出 531,093 千円
(398,212 千円)

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 531,093 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額 14,564,427 千円
支出総額 531,093 千円
当期利益金 14,033,334 千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 61,675,917 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は、75,709,251 千円となる見込みである。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1. 収入 189,270,765 千円
(361,584,895 千円)

- ア 資金の運用による利息及び配当金 550,802 千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益 188,719,963 千円を見込むものとする。

2. 支出 59,751,617 千円
(58,075,312 千円)

- ア 一元化法附則第 75 条の 3 において準用する法第 38 条の 8 の 2 第 3 項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金 59,547,000 千円を見込むものとする。
- イ 施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 204,617 千円を見込むものとする。

(注) () 書きの数値は、令和元年度推計額である。

3. 収支損益	
収入総額	189,270,765 千円
支出総額	59,751,617 千円
当期利益金	129,519,148 千円

当期利益金は、期首経過の長期給付調整積立金見込額 10,712,845,619 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過の長期給付調整積立金は、10,842,364,767 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	6,313,044,467 千円 (6,285,218,236 千円)
--------------	---

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金	3,069,385,327 千円
イ 厚生年金交付金	3,243,659,140 千円

2. 支出	6,313,044,467 千円 (6,285,218,236 千円)
--------------	---

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金	3,069,385,327 千円
イ 厚生年金交付金支払金	3,243,659,140 千円

3. 収支損益	
収入総額	6,313,044,467 千円
支出総額	6,313,044,467 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	1,575,716,304 千円 (1,543,730,804 千円)
--------------	---

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,508,530,153 千円
イ 基礎年金交付金	67,186,151 千円

2. 支出	1,575,716,304 千円 (1,543,730,804 千円)
--------------	---

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,508,530,153 千円
イ 基礎年金交付金支払金	67,186,151 千円

3. 収支損益	
収入総額	1,575,716,304 千円
支出総額	1,575,716,304 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1. 収入	1,455,498 千円 (1,685,819 千円)
--------------	---------------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	1,455,498 千円
--------	--------------

2. 支出	1,455,498 千円 (1,685,819 千円)
--------------	---------------------------------------

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	1,455,498 千円
------	--------------

3. 収支損益	
収入総額	1,455,498 千円
支出総額	1,455,498 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

(注) () 書きの数値は、令和元年度推計額である。

経過的長期預託経理

収支の予定

1. 収入 1,570,977 千円
(1,932,221 千円)

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益 1,570,977 千円

2. 支出 1,570,977 千円
(1,932,221 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 1,570,977 千円

3. 収支損益
収入総額 1,570,977 千円
支出総額 1,570,977 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

介護保険経理

収支の予定

1. 収入 6,284,211 千円
(7,452,564 千円)

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金 6,284,211 千円

2. 支出 6,284,211 千円
(7,452,564 千円)

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料 6,284,211 千円

3. 収支損益
収入総額 6,284,211 千円
支出総額 6,284,211 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

(注) () 書きの数値は、令和元年度推計額である。

国民健康保険経理

収支の予定

1. 収入 52,299 千円
(56,244 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 52,299 千円

2. 支出 52,299 千円
(56,244 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 11 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 52,299 千円

3. 収支損益
収入総額 52,299 千円
支出総額 52,299 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1. 収入 7,919,586 千円
(9,102,510 千円)

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 7,919,586 千円

2. 支出 7,919,586 千円
(9,102,510 千円)

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 7,919,586 千円

3. 収支損益	
収入総額	7,919,586 千円
支出総額	7,919,586 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

個人住民税経理

収支の予定

1. 収入	
	3,174,203 千円 (3,688,425 千円)

地方税法第 321 条の 7 の 6 (同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金 3,174,203 千円

2. 支出	
	3,174,203 千円 (3,688,425 千円)

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税 3,174,203 千円

3. 収支損益	
収入総額	3,174,203 千円
支出総額	3,174,203 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1. 収入	
	6,112,116 千円 (6,138,256 千円)

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金、利息及び配当金並びに厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

- (1) 組合分担金 3,321,332 千円 (3,439,678 千円)
組合員1人当たり 1,120 円 (1,200 円)
- (2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金
2,055,074 千円 (2,090,720 千円)
- (3) 退職等年金給付調整経理より繰入金
531,093 千円 (398,212 千円)
- (4) 経過的長期給付調整経理より繰入金
204,617 千円 (209,646 千円)

2. 支出	
	6,609,757 千円 (6,063,832 千円)

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

- (1) 管理運営関係
 - ア 会議関係
 - (ア) 運営審議会 4 回 (4 回)
 - (イ) 役員会 4 回 (4 回)
 - (ウ) 監事会議 2 回 (2 回)
 - (エ) 関係組合事務局長会議 2 回 (2 回)
 - イ 事務処理システムの管理
261,594 千円 (50,842 千円)
- (2) 委託業務関係
 - ア 年金事務機械化処理等
 - (ア) 組合員等現況調査及び年金受給者生活実態調査
81,350 千円 (12,536 千円)
 - (イ) 基礎年金支払代行事務
60,527 千円 (54,187 千円)
 - イ 標準システム等の開発・管理
 - (ア) 標準システム
874,528 千円 (876,493 千円)
 - (イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム
15,440 千円 (827 千円)
 - (ウ) 情報共有化システム
1,164,059 千円 (1,482,929 千円)
 - ウ 各種情報交換及び特別徴収業務
212,056 千円 (183,570 千円)
 - エ 社会保障・税番号制度関係業務
1,482,234 千円 (1,157,869 千円)
 - オ 長期給付額推計システムサーバ対応
53,261 千円 (2,617 千円)
 - カ 年金払い退職給付関連システム
196,061 千円 (115,349 千円)
 - キ システム開発等進捗管理等
376,930 千円 (210,937 千円)

(注) () 書きの数値は、令和元年度推計額である。

(3) 調査研究事業関係

ア 組合職員研修事業

(ア) 年金事務担当者研修会及び年金制度説明会	3,204 千円	(550 千円)
(イ) 年金問題セミナー	1,360 千円	(725 千円)

イ 業務説明会等の開催

資金運用全国説明会	1,242 千円	(1,204 千円)
-----------	----------	------------

ウ 調査研究事業

(ア) 資金運用・年金制度に関する調査研究等	46,605 千円	(36,128 千円)
(イ) 資金運用委員会等	54,791 千円	(40,216 千円)
(ウ) リスク管理	70,037 千円	(67,918 千円)

(4) 普及事業関係

ア 広報誌の発行等	18,162 千円	(27,815 千円)
イ 現況届パンフレットの作成	3,610 千円	(3,610 千円)
ウ ホームページの管理	3,168 千円	(8,279 千円)

3. 収支損益

(単位：千円)

科目	令和2年度(元年度推計)	
経常収益		
組合分担金	3,321,332	(3,439,678)
雑収入	—	(—)
利息及び配当金	—	(—)
繰入金		
厚生年金保険給付調整経理より繰入	2,055,074	(2,090,720)
退職等年金給付調整経理より繰入	531,093	(398,212)
経過的長期給付調整経理より繰入	204,617	(209,646)
計	6,112,116	(6,138,256)
当期損失金		
当期損失金	497,641	(—)
合計	6,609,757	(6,138,256)
経常費用		
役員報酬・職員給与	882,423	(752,726)
旅費・事務費	28,448	(23,099)
委託費	4,861,794	(4,684,188)
賃借料	405,916	(221,384)
調査研究費	207,067	(172,198)
普及費	29,541	(44,595)
負担金	163,367	(139,910)
その他	31,201	(25,732)
計	6,609,757	(6,063,832)
当期利益金		
当期利益金	—	(74,424)
合計	6,609,757	(6,138,256)

(注) ()書きの数値は、令和元年度推計額である。

スチュワードシップ活動の報告について

[資金運用部企画管理課]

ご紹介

連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「令和元年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance>)

1 連合会のスチュワードシップ活動の概要

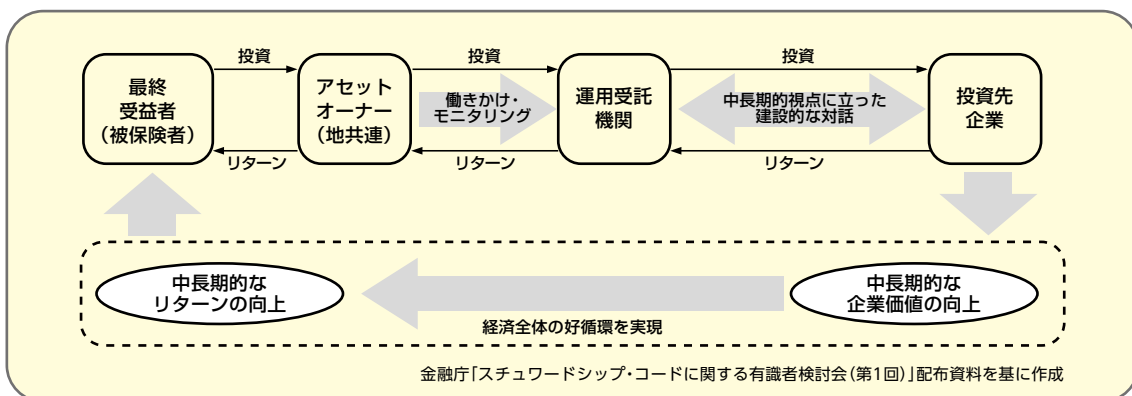
スチュワードシップ活動とは、機関投資家がエンゲージメント(投資先の企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動です。

具体的には、株主議決権の行使、エンゲージメント、ESG投資などがあります。

連合会は、被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と公的年金としての社会的責任を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

なお、連合会では株式資産において、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

〔スチュワードシップ活動のイメージ図〕



このような考えのもと、連合会は平成16年に「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」(以下「ガイドライン(内株)」という。)を、平成28年に「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」(以下「ガイドライン(外株)」という。)を策定し、運用受託機関との契約に当たり、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう明示しています。また、積立金の基本方針においてスチュワードシップ責任を果たすための対応について明記しています。

さらに、連合会は平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明し、平成29年11月にはコードの改訂に伴いスチュワードシップ活動に関する考え方をより明確に表明しました。

なお、連合会では、平成22年にESGファンドへの投資を開始し、現在は国内株式の4プロダクトをESGファンドとして委託しています。また、令和元年には国内債券の自家運用においてESG債への投資を開始しました。

2 令和元年度における運用受託機関へのモニタリング

連合会は、毎年度、株式の運用受託機関のステュワードシップ活動が連合会の方針に沿ったものであるか確認するため、ステュワードシップ活動の取り組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施しています。具体的には、ステュワードシップ活動に関する報告を受領するとともに、ヒアリングを実施しています。

令和元年5月には、国内株式・外国株式の運用受託機関(計27社)に対し、連合会における令和元年度のステュワードシップ活動の方向性について説明会を行い、連合会がステュワードシップ活動において重視している事項(下記参照)などについて説明しました。

連合会がステュワードシップ活動において重視している事項

【議決権行使関連】

- ① 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守
- ② 企業の状況に則した議決権行使

【議決権行使・エンゲージメント共通】

- 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

【エンゲージメント関連】

- ① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
- ② エンゲージメントの内容
- ③ プロセス(PCDAサイクルなど)の実効性

5月から7月にかけては、希望のあった運用受託機関に対して、個別に平成30年度のステュワードシップ活動に係る評価について、フィードバックを行いました。

また、7月に、株式の運用を委託している全ての運用受託機関に対し、平成30年度に実施したステュワードシップ活動に関する報告を求め、当該報告を基に連合会がステュワードシップ活動において重視している事項を中心にヒアリングを実施しました(令和元年10月15日~10月29日に実施)。

3 株主議決権の行使状況(国内株式)

1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドライン(国内株式)の遵守

全ての運用受託機関で、ガイドライン(内株)を反映した口座基準(連合会委託口座に係る具体的な議決権行使基準)に基づき議決権行使が行われていることが確認されました。

優れた取り組みを実施している運用受託機関では、ガイドライン(内株)の遵守状況を議決権行使担当部署以外の他部署・委員会等で検証しており、より客観的にガイドライン(内株)の遵守状況を確認するプロセスが設けられていることが確認されました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、引き続きガイドライン(内株)を遵守し議決権行使を行うことを求めます。

(2) 企業の状況に則した議決権行使

優れた取り組みを実施している運用受託機関では、ガイドライン(内株)の趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権行使を行った事例が確認されました。

一部の運用受託機関では、口座基準の原則と異なる行使を行う場合に委員会等で別途行使判断を行う優れた取り組みが確認されました。また、議決権行使サービスを利用している一部の運用受託機関では、サービス提供会社の助言能力を定期的に検証する優れた取り組みが確認されました。

➡ 連合会は、企業の状況に則した適切な行使を行うため、ガイドライン(内株)を示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。運用受託機関には、ガイドライン(内株)を機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドライン(内株)の趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

大部分の運用受託機関で、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用が行われていることが確認されました。

- ➡ 連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、それが見込まれない場合、そのために必要な経営を求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであると考えます。運用受託機関には、引き続き議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、議決権の行使判断の内容や行使に当たって用いる基準について、社外者を含む会議体・組織を活用し、妥当性を検証している優れた取り組みが確認されました。

- ➡ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

2 議決権行使結果

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)において議決権行使を行っています。

厚生年金保険給付調整積立金では、委託先の運用受託機関22社(延べ43ファンド)を通じて、延べ15,820社(平成30年4月～平成31年3月末決算の企業)に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ55,148議案でした。

全55,148議案のうち、反対行使は13,631議案(うち株主提案議案は1,507議案)、反対比率は24.7%(前年度比+0.8ポイント)、会社提案への反対比率は22.6%(同+1.0ポイント)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても議決権行使結果は同様です。

株主議決権行使状況 (厚生年金保険給付調整積立金)

対象：平成30年4月～平成31年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	55,148	100%	41,517	75.3%	13,631	24.7%	23.9%
うち会社提案に関するもの	53,534	97.1%	41,410	77.4%	12,124	22.6%	21.6%
うち株主提案に関するもの	1,614	2.9%	107	6.6%	1,507	93.4%	91.6%
内訳	55,148	100%	41,517	75.3%	13,631	24.7%	23.9%
取締役会・取締役に関する議案	18,568	33.7%	11,291	60.8%	7,277	39.2%	40.2%
監査役会・監査役に関する議案	11,402	20.7%	9,001	78.9%	2,401	21.1%	15.0%
役員報酬等に関する議案	5,734	10.4%	4,402	76.8%	1,332	23.2%	19.4%
剰余金の処分に関する議案	11,230	20.4%	10,717	95.4%	513	4.6%	4.8%
資本構造に関する議案	721	1.3%	297	41.2%	424	58.8%	37.0%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	473	0.9%	78	16.5%	395	83.5%	93.7%
うち増減資に関するもの	39	0.1%	39	100.0%	0	0.0%	3.1%
うち第三者割当に関するもの	40	0.1%	37	92.5%	3	7.5%	16.7%
うち自己株式取得に関するもの	23	0.0%	1	4.3%	22	95.7%	44.4%
事業内容の変更等に関する議案	396	0.7%	396	100.0%	0	0.0%	2.4%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	1,991	3.6%	1,592	80.0%	399	20.0%	20.8%
その他議案	5,106	9.3%	3,821	74.8%	1,285	25.2%	27.8%

(1) 取締役会・取締役に関する議案

業績基準や社外取締役の独立性要件・構成比基準への対応が進んだものの、基準の更なる厳格化を進めた運用受託機関があったことや、明確かつ合理的な理由がない社内取締役増員議案の増加を背景に、反対比率は39.2%と高水準を維持しています。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・ 社内取締役の増員について、明確かつ合理的な理由がないため
- ・ 社外取締役候補者が主要借入先(または取引先)出身者であり独立性に問題があるため
- ・ 低ROEの状態が継続していることについて、取締役に責任があると判断されるため
- ・ 重大な影響を与えた反社会的行為について、取締役に責任があると判断されるため

(2) 監査役会・監査役に関する議案

東京証券取引所への独立役員届出書の提出を求めるなど、社外監査役の独立性基準を厳格化した運用受託機関があったことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・ 社外監査役候補者が取引先出身者であり独立性に問題があるため
- ・ 社外監査役候補者の在任期間が長く独立性に問題があるため

(3) 役員報酬等に関する議案

退職慰労金議案に対して判断を原則反対と変更した運用受託機関があったことや、支給対象に社外取締役や監査役を含むなど不適切な退職慰労金の支給に引き続き厳格に対応したことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・ 退職慰労金の支給について、経営を監督する監査役が支給対象となっているため

(4) 剰余金の処分に関する議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・ 多額の剰余金を保有しているにもかかわらず、配当性向が低いため

(5) 資本構造に関する議案

敵対的買収防衛策の更新時に社外取締役によるチェック体制を強化するなど内容を見直す企業が多かったため、不適切な議案は減少しましたが、これまで賛成行使を行っていた株式併合議案が前年度から更に減少したことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・ 敵対的買収防衛策について、発動要件が明確でないと判断されるため
- ・ 敵対的買収防衛策について、独立社外取締役の占める割合が低く、買収防衛策の発動を判断する際の客観性が担保されていないため

(6) 事業内容の変更等に関する議案

企業の分社化等による議案が増加したことで議案数は増加しましたが、反対行使はありませんでした。

(7) 役職員のインセンティブ向上に関する議案

中長期の業績に連動する報酬議案が増加したことなどにより、反対比率は前年度から低下しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・ 株式報酬制度について、経営を監督する社外取締役が付与対象となっているため
- ・ 株式報酬制度について、制度の詳細が無く、目標とする業績への連動性が不明なため反対

(8) その他議案

株主提案による定款変更議案への反対行使事例が減少したことなどにより、反対比率は前年度から低下しました。

1 連合会がエンゲージメントにおいて重視している項目

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

全ての運用受託機関で企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントが行われていることが確認されました。

➡ 連合会は、スチュワードシップ・コードの受入表明で、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく」としています。運用受託機関には、引き続き企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めます。

(2) エンゲージメントの内容

連合会は、エンゲージメントの実効性を左右する最も重要な要素は、企業価値向上につながるエンゲージメントの内容であると考えます。

➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き企業価値向上につながる内容のエンゲージメントを実施することを求めます。

(3) プロセス（PDCAサイクルなど）の実効性

全ての運用受託機関で、エンゲージメントに関する効果検証・成否の判断が行われていることが確認されました。

一部の運用受託機関では、自己評価を踏まえて、適切なエンゲージメントプロセスを更に改善させた優れた取り組みが確認されました。また、エンゲージメントの現状把握・改善を図る議論を十分に行うため、エンゲージメントを集中的に報告する委員会を設置した優れた取り組みも確認されました。

➡ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを検証する必要があると考えます。また、エンゲージメントを持続的に行うため、その実効性を確認すべきであると考えます。運用受託機関には、引き続き組織的にエンゲージメントの効果検証を実施することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、ESG定量評価を企業価値算出に結び付けエンゲージメントに活用することを検討している、社外取締役と対話して取締役会の実効性を確認する、政策保有株式に関して縮減する方向で企業に働きかける、など、エンゲージメントの実効性向上に取り組んでいる事例が確認されました。

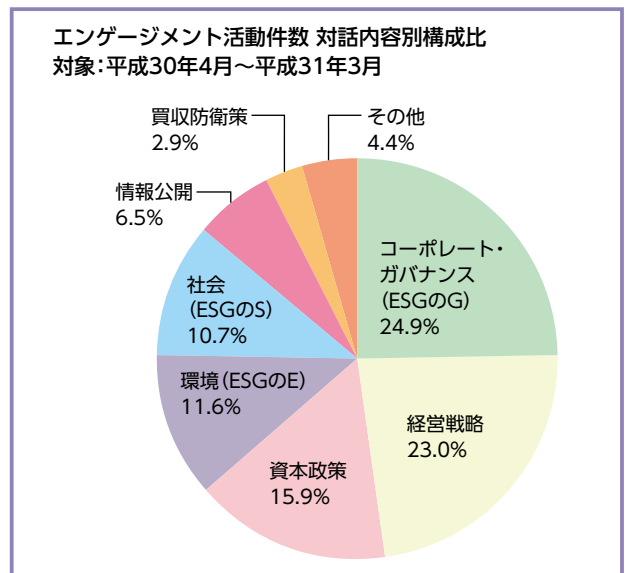
➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き各運用受託機関の考え方にに基づき、エンゲージメントの実効性向上に向けた取り組みを行うことを求めます。

2 エンゲージメントの活動結果（国内株式）

連合会では、株式に投資している積立金（厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金）においてエンゲージメントを行っています。

厚生年金保険給付調整積立金において、平成30年度、委託先の運用受託機関22社（延べ43ファンド）を通じてエンゲージメントを実施した企業は延べ4,868社でした。また、対話の総数は延べ16,631件（前年度比+16.2%）でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、エンゲージメント活動件数は同様です。



1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドライン(外国株式)の遵守

全ての運用受託機関で、ガイドライン(外株)を反映した口座基準に基づき議決権行使が行われていることが確認されました。

➔ 連合会は、運用受託機関に対して、引き続きガイドライン(外株)を遵守し議決権行使を行うことを求めます。

(2) 企業の状況に則した議決権行使

優れた取り組みを実施している運用受託機関では、ガイドライン(外株)の趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権行使を行った事例が確認されました。

一部の運用受託機関では、口座基準の原則と異なる行使を行う場合に委員会等で別途行使判断を行う優れた取り組みが確認されました。また、議決権行使サービスを利用している一部の運用受託機関では、サービス提供会社の助言能力を定期的に検証する優れた取り組みが確認されました。

➔ 連合会は、企業の状況に則した適切な行使を行うため、ガイドライン(外株)を示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。引き続き運用受託機関には、ガイドライン(外株)を機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドライン(外株)の趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

大部分の運用受託機関で、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用が行われていることが確認されました。

運用業務を外部委託している一部の運用受託機関では、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用するプロセスに変更したことが確認されました。

➔ 連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、それが見込まれない場合、そのために必要な経営を求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであると考えます。運用受託機関には、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、議決権行使基準について、社外者を含む会議体・組織を活用し、妥当性を検証している優れた取り組みが確認されました。

➔ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

2 議決権行使結果

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)において議決権行使を行っています。

厚生年金保険給付調整積立金では、委託先の運用受託機関15社(延べ18ファンド)を通じて、延べ8,190社(平成30年4月~平成31年3月末決算の企業)に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ65,525議案でした。

全65,525議案のうち、反対行使は8,080議案(うち株主提案議案は1,277議案)、反対比率は12.3%(前年度比+1.1ポイント)、会社提案への反対比率は11.0%(同+1.9ポイント)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、議決権行使結果は同様です。

議案内容	合計	構成比	賛成		反対		前年度の 反対比率
				比率		比率	
総計	65,525	100%	57,445	87.7%	8,080	12.3%	11.2%
うち会社提案に関するもの	62,084	94.7%	55,281	89.0%	6,803	11.0%	9.1%
うち株主提案に関するもの	3,441	5.3%	2,164	62.9%	1,277	37.1%	43.6%
内訳	65,525	100%	57,445	87.7%	8,080	12.3%	11.2%
役員選任に関する議案	14,028	21.4%	12,203	87.0%	1,825	13.0%	11.4%
役員報酬等に関する議案	8,371	12.8%	7,325	87.5%	1,046	12.5%	9.9%
剰余金の処分に関する議案	3,359	5.1%	3,311	98.6%	48	1.4%	0.9%
資本構造に関する議案	11,522	17.6%	9,672	83.9%	1,850	16.1%	15.0%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	490	0.7%	466	95.1%	24	4.9%	5.5%
うち増減資に関するもの	3,950	6.0%	2,805	71.0%	1,145	29.0%	20.0%
うち第三者割当に関するもの	1,525	2.3%	1,447	94.9%	78	5.1%	11.0%
うち自己株式取得に関するもの	2,540	3.9%	2,409	94.8%	131	5.2%	6.2%
事業内容の変更等に関する議案	3,919	6.0%	3,398	86.7%	521	13.3%	13.1%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	2,062	3.1%	1,447	70.2%	615	29.8%	20.2%
その他議案	22,264	34.0%	20,089	90.2%	2,175	9.8%	10.6%

* 議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、18ヶ国(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チリ、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、パキスタン、中国A株)を議決権行使対象国としています。

(1) 役員選任(取締役会・取締役等)に関する議案

一部の運用受託機関が全議案を精査する運営に変更したことから、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・取締役会の独立性が担保されていないため
- ・取締役候補者が会社と利害関係を有し、独立性に問題があるため
- ・取締役候補者が多数の企業の取締役を兼任しているため

(2) 役員報酬等に関する議案

ベンチマークに中国銘柄が採用されたことで、受益権のある取締役が報酬決定に関与している企業の議案が増加したことや、一部の運用受託機関が全議案を精査する運営に変更したことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・報酬額の決定方法に恣意性があり、開示や制度設計上の問題点も認められるため

(3) 資本構造、事業内容の変更等、役職員のインセンティブ向上に関する議案

一部の運用受託機関が全議案を精査する運営に変更したことや、業績との連動性が低いと判断される報酬議案が増加したことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。

(4) その他議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。

1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

大部分の運用受託機関で企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントが行われていることが確認されました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく方針です。運用受託機関には、エンゲージメントの目的や取り組みの考え方について、引き続き連合会の考え方に対するさらなる理解を求めます。

(2) エンゲージメントの内容

連合会は、エンゲージメントの実効性を左右する最も重要な要素は、企業価値向上につながるエンゲージメントの内容であると考えます。

➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き企業価値向上につながる内容のエンゲージメントを実施することを求めます。

(3) プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

大部分の運用受託機関で、エンゲージメントに関する効果検証・成否の判断が行われていることが確認されました。

一部の運用受託機関では、エンゲージメント活動の効果検証や活動内容評価を行うことなどについて検討している事例が確認されました。

➡ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを検証する必要があると考えます。また、エンゲージメントを持続的に行うため、その実効性を確認すべきであると考えます。運用受託機関には、組織的にエンゲージメントの効果検証を実施することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、企業のファンダメンタルリサーチ及びエンゲージメントに体系立ててESG情報を利用している取り組みが確認されました。また、一部の運用受託機関では、政策当局の検討会・委員会への参画や証券取引所等への働きかけを行っており、市場環境の向上に取り組んでいる事例が確認されました。

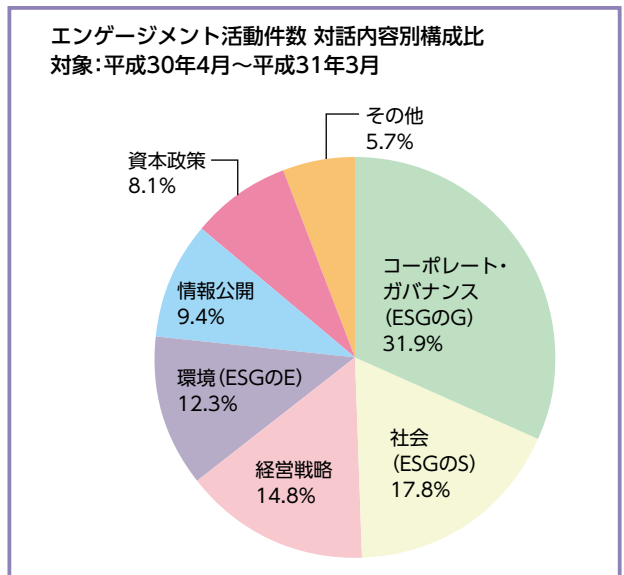
➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き各運用受託機関の考え方に基づき、エンゲージメントの実効性向上に向けた取り組みを行うことを求めます。

2 エンゲージメントの活動結果

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)においてエンゲージメントを行っています。

厚生年金保険給付調整積立金において、平成30年度、委託先の運用受託機関15社(延べ18ファンド)を通じてエンゲージメントを実施した企業は延べ1,560社でした。また、対話の総数は延べ4,071件(前年度比+12.6%)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、エンゲージメント活動件数は同様です。



1 ESG投資の取り組み

(1) 国内株式

連合会は年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的な企業業績だけでなくESGといった持続可能性の要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指すことは合理的です。

連合会では、投資先企業の持続的成長と株主価値向上を通じた投資リターンの向上を図るとともに、環境問題や人権・雇用といった社会的課題を解決するための後押しをすることによって、被保険者のため株式価値を長期的に増大させるという受託者責任と、公的年金としての社会的責任の両立を果たすことができると考えます。

連合会のアクティブファンドのほとんどが運用プロセスにおいてESG要素を考慮しております。なかでも、ESGの観点から超過収益の獲得を目指すファンドとして採用したESGファンド(以下「ESGファンド」という。)については、平成22年に投資を開始しており、その後、徐々に採用プロダクトや投資金額を増やし、令和元年12月末時点で4プロダクトで、時価総額は計1,615億円(国内株式残高の約3%)となっています。さらに、令和2年1月から開始した国内株式のマネジャー・エントリー制において、ESGに主眼を置いた戦略等に連合会が関心を持っていることを示し、運用機関のエントリーを求めています。

(2) 国内債券

連合会では、令和元年に自家運用においてESG債への投資を開始しました。

2 ESG投資のアプローチ手法(国内株式)

ESGファンド(4プロダクト)については、3プロダクトはESGインテグレーション、1プロダクトはエンゲージメントとなっています。

ESGインテグレーションとは、投資ユニバースの中からポートフォリオ組み入れ候補となる銘柄を選択する際にESG要素を考慮する運用手法です。また、エンゲージメントとは、投資先企業や事業環境に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」を表します。

ESGのアプローチ手法は様々ですが、いずれのESGファンドもESGの要素の把握に努め、銘柄選択において活用していることを運用受託機関へのヒアリング等を通じて確認しており、企業価値が毀損されるリスクの軽減や中長期的に価値が向上すると見込まれる企業への投資を図っています。

3 ESG投資のパフォーマンス(国内株式)

ESGファンドは、ESG評価だけではなく株価評価を組み合わせることで運用しており、その手法は様々であることから、政策ベンチマーク(TOPIX配当込み)に対する超過収益の獲得状況はプロダクト毎や年度毎に異なっています。

ESGが超過収益の獲得につながるかどうかについては評価が定まっておらず、連合会が採用しているESGファンドにおいても、ESG評価やエンゲージメントとパフォーマンスの関係を分析する手法は様々です。

連合会は、ESGの要素が運用成果に対してどのように寄与しているか運用受託機関とともに確認していくことを通じて、ESG投資の有効性・実効性を想定投資期間に合わせて評価するなど、引き続き取り組みを進めていく方針です。

8 運用受託機関の課題認識

連合会は、運用受託機関がスチュワードシップ責任を果たす上で、下記の課題について認識していることを確認しました。

連合会は、運用受託機関に対し、引き続き下記の課題に取り組むことにより、実効的なスチュワードシップ活動を行っていくことを求めます。また、企業に対し、連合会のコーポレートガバナンス原則で定める望ましい企業像に近づくとともに、積極的に運用受託機関と対話を行うことを求めます。

〔国内株式の運用受託機関における課題認識〕

課題の主体	課題の内容
運用受託機関	スチュワードシップ活動の体制整備
	スチュワードシップ活動の実効性向上
	顧客・受益者へのスチュワードシップ活動に関する報告のあり方の改善
	エンゲージメントによる企業価値向上の効果測定
	ESGに関する対話・取り組みの強化
企業	課題改善への取り組みなどの面で、対応に温度差がある。
	経営トップとの直接面談の機会が希望通りに得られない。
	還元か成長かの二元論や外形的なガバナンス改善に終始する企業がある。
	ESGレーティング向上への取り組みが全方向的で、形式的になる恐れがある。

〔外国株式の運用受託機関における課題認識〕

課題の主体	課題の内容
運用受託機関	スチュワードシップ活動の実効性向上
	議決権行使以外のスチュワードシップ活動の拡大
	エンゲージメントによる企業価値向上の効果測定
	ESGに関する対話・取り組みの強化
企業	中小型銘柄では情報公開のスピードにばらつきがある

9 今後の取り組み

連合会は、受託者責任と社会的責任を両立すべく、引き続きスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

1 運用受託機関に対する効果的なモニタリングの実施

運用受託機関のスチュワードシップ活動が連合会の方針と整合的になっていることを引き続き確認するとともに、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメント・議決権行使が効果的であるか、実効的なコーポレートガバナンスを促しているかなど、取り組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施します。

2 運用受託機関との対話と、連合会内部での知見の蓄積

持続的にスチュワードシップ活動の実効性を向上させるという観点から、運用受託機関と連合会が重視する事項などについて対話を行うとともに、連合会としてもスチュワードシップ活動に対する知見を蓄積します。

3 対象資産拡大の検討や非財務的要素を考慮した投資の推進

スチュワードシップ責任を果たすという観点から、国の動向等を踏まえ、スチュワードシップ活動対象資産の拡大について検討します。また、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESGを含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて検討した上で、必要な取組を実施します。

4 コーポレートガバナンス原則等の改正

「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」及び「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」について、法令やコード、社会情勢等の変化を考慮しながら、必要に応じて改正します。

5 他の公的年金等との連携

投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うとともに、スチュワードシップ活動の実効性を高め効率化を図る一助として、地方公務員共済や他の公的年金等と意見交換を行うなどの取り組みを実施します。

積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)及び地方公務員共済組合の基本ポートフォリオの見直しについて

[資金運用部企画管理課]

ご紹介

地方公務員共済組合連合会をはじめとする管理運用主体が、その資産の運用にあたって参酌すべきとされる積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)は、管理運用主体の財政の現況及び見通しが作成されたとき等に必要に応じ変更しなければならないこととされています。

今般、令和元年財政の現況及び見通しを踏まえ、モデルポートフォリオの変更を行い公表しましたので、その内容を掲載します。

また、今般のモデルポートフォリオの見直しを踏まえ、地共済全体の基本ポートフォリオの見直しを行いましたので、その内容も併せて掲載します。

積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)について

被用者年金制度については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)により、平成27年10月より一元化されました。その資金運用については、管理運用主体(年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団)が基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)を、主務大臣が共同で定めた積立金基本指針(平成26年7月3日告示)に適合するように、共同して作成し、公表することとされています。

また、管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこととされており。

今般、令和元年財政の現況及び見通しを踏まえ、モデルポートフォリオの変更を行い公表しましたので、その内容を掲載します。(モデルポートフォリオの変更は、令和2年4月1日より適用。)

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
モデルポートフォリオ	25%	25%	25%	25%
中心値範囲	上記±4%	上記±4%	上記±4%	上記±4%

(備考)

- この表において「中心値範囲」とは、管理運用主体(厚生年金保険法第79条の4第2項第3号に規定する管理運用主体をいう。)が管理積立金(同法第79条の6第1項に規定する管理積立金をいう。)の運用において厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から定められた、基本ポートフォリオにおける各資産の中心値が含まれるべき範囲をいう。
- この表に掲げる資産(以下「伝統的4資産」という。)以外の資産は、リスク・リターン特性に応じて、伝統的4資産のいずれかに区分して管理するものとする。ただし、短期資産は、伝統的4資産とは別に区分して管理することができる。
- 基本ポートフォリオにおいて短期資産の割合を定めるときは、この表の数値は、国内債券の数値から短期資産の割合を控除した数値に読み替えることができるものとする。

地方公務員共済組合の基本ポートフォリオの見直しについて

1 基本ポートフォリオの見直しについて

管理運用主体は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(平成26年7月3日総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、管理運用の方針を定めなければならない(厚生年金保険法第79条の6第1項)とされ、管理運用の方針の中で基本ポートフォリオを規定しています。

このため、今般のモデルポートフォリオの見直しを踏まえ、地共済全体の基本ポートフォリオの見直しを行いました。

2 基本ポートフォリオの見直しの考え方

先進国を中心とした緩和的な金融政策により、政策金利が歴史的な低水準となる中、見直し前の基本ポートフォリオでは、年金財政上必要となる実質的な運用利回りが確保できませんでした。

年金財政上必要となる実質的な運用利回りを達成し、かつリスクが最も小さくなる資産構成割合を推計した結果、各資産25%となりました。

これは、債券において金利収入が見込めない状況の中、特に国内債券について、期待収益率の低下に伴って資産構成割合が減少し、国内債券に次いでリスクが低く、より収益の確保が期待できる外国債券について、構成割合が上昇する結果となったものです。

3 見直し後の基本ポートフォリオ(厚生年金保険給付)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±20%	±12%	±9%	±11%

※短期資産は、国内債券に区分する。

なお、経過的長期給付に係る基本ポートフォリオ(資産構成割合及び許容乖離幅)も同様です。

(参考)見直し前の基本ポートフォリオ

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	35%	25%	15%	25%
許容乖離幅	±15%	±14%	±6%	±12%

《属性》

実質的なリターン	名目リターン	標準偏差	下方確率	条件付平均不足率
1.7%	4.0%	12.3%	44.4%	9.2%

※下方確率は賃金上昇率を下回る確率、条件付平均不足率は賃金上昇率を下回るときの平均不足率

(参考) 基本ポートフォリオの見直しの前提条件等

1 前提条件

- 目標運用利回り:実質的な運用利回り1.7%
- 想定リスク:名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券運用を超えないこと
- 資産区分:
 - 国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式
 - 短期資産は、国内債券に区分する。
- 各資産に係る期待収益率、リスク

① 期待収益率

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
期待収益率	0.7%	5.6%	2.6%	7.2%	2.3%

② リスク

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
リスク	2.56%	23.14%	11.87%	24.85%	1.62%

③ 相関係数

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
国内債券	1.000	▲0.157	0.290	0.106	0.042
国内株式		1.000	0.060	0.643	0.113
外国債券			1.000	0.585	▲0.010
外国株式				1.000	0.099
賃金上昇率					1.000

2 基本ポートフォリオの見直しの検討

(1) 最適化計算の実行

上記プロセスを踏まえた最適化計算の結果は以下のとおり。

《最適化計算結果》

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	24.8%	23.0%	26.4%	25.7%

実質的なリターン	名目リターン	標準偏差	下方確率	条件付平均不足率
1.7%	4.0%	12.2%	44.5%	9.2%

(2) 基本ポートフォリオの検討

(1)の最適化計算結果と、モデルポートフォリオの属性を比較考量した結果、ポートフォリオの属性に大きな相違がないことを確認できた。

《モデルポートフォリオ》

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%

実質的なリターン	名目リターン	標準偏差	下方確率	条件付平均不足率
1.7%	4.0%	12.3%	44.4%	9.2%

このため、厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から、モデルポートフォリオを地共済全体の基本ポートフォリオの資産構成割合として採用することとする。

(3) 許容乖離幅の考え方

以下を考慮して、許容乖離幅を設定。

- 地共済における運用の自主性及び創意工夫の発揮
- 年金給付を行う各組合における短期資産の確保等ポートフォリオ管理の円滑な実施
- 現行資産からの移行

(4) 移行時の許容乖離幅の取扱い

設定した基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容する。

年金払い退職給付に係る 財政状況(平成30年度末)について

[年金業務部 数理課]

ご紹介

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、平成30年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約234億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

1 平成30年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	13,230	3,609	9,621
積立金(簿価ベース)	B	13,464	3,825	9,639
剰余または不足	C=(B-A)	+ 234	+ 215	+ 19

(注)[+]は剰余を表しています。

「積立基準額」は平成30年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が3,609億円、地共済が9,621億円、合計で13,230億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が3,825億円、地共済は9,639億円、合計で13,464億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が215億円の剰余、地共済が19億円の剰余、合計で234億円の剰余となりました。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を拠出することとされています。

平成30年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金(確定額)は発生しません。

《令和2年度に拠出する(受け入れる)金額》

平成30年度において実施した財政再計算の結果に基づき、令和元年度から令和5年度までの間、財政調整拠出金の概算額を1年あたり約2億円、国共済から地共済へ拠出することとなっています。

そのため、令和2年度においては、この概算額の約2億円が、国共済から地共済へ拠出される予定です。

地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について

[総務省]

ご紹介

令和2年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」（令和2年3月27日付け総行福第145号）を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。以下その内容を掲載します。

令和2年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1 地方公務員共済組合に対する負担金等

(1) 地方公共団体負担金

区分	都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職	
		義務教育職	その他教育職	警察官	事務職		
長期	給料	129.5953%	116.0825%		140.9705%		126.8561%
	期末手当等	99.1033%					
	公経済 ^(注1)	40.0%					
追加費用	36.4%	40.3%	21.3%	35.1%	31.2%	21.0%	
短期	給料	67.88%	59.89%		62.72%		71.33%
	短期+福祉 ^(注2)	57.85%	50.80%		51.98%		61.57%
	育休介護手当金	0.08%	0.13%		0.04%		0.08%
	介護納付金	9.74%	8.77%		10.77%		9.55%
	特別財政調整	—	—		—		0.13%
	期末手当等	51.91%	51.14%		44.09%		55.72%
	短期+福祉 ^(注2)	44.40%	43.54%		36.49%		48.10%
	育休介護手当金	0.06%	0.11%		0.03%		0.06%
	介護納付金	7.45%	7.49%		7.57%		7.46%
	特別財政調整	—	—		—		0.10%
特定健康診査及び 特定保健指導	281円/人	186円/人		316円/人		248円/人	
事務費	240円/人	240円/人		240円/人		別紙参照(次頁)	

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金(事務費として組合員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組合員1人当たり年額1,120円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 7,970円
- イ 公立学校共済組合 6,100円
- ウ 警察共済組合 8,890円

2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 19,343円	議員1人当たり 11,378円	議員1人当たり 13,129円
給付費	標準報酬月額 19.1 100	標準報酬月額 35.4 100	標準報酬月額 35.4 100

3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県	6,234円
市町村	6,234円

4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,325千円 市町村 877千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,009千円(注) 市町村 404千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

(別紙) 事務費負担金の組員1人当たり単価(平成31年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	11,210	京都府	11,460
北海道	11,070	大阪府	10,870
青森県	11,280	兵庫県	11,070
岩手県	11,410	奈良県	11,430
宮城県	11,280	和歌山県	11,450
秋田県	11,430	鳥取県	11,960
山形県	11,370	島根県	11,660
福島県	11,230	岡山県	11,280
茨城県	11,170	広島県	11,300
栃木県	11,330	山口県	11,360
群馬県	11,250	徳島県	11,750
埼玉県	10,870	香川県	11,610
千葉県	10,870	愛媛県	11,390
東京都	11,140	高知県	11,620
神奈川県	11,120	福岡県	11,210
新潟県	11,180	佐賀県	11,750
富山県	11,480	長崎県	11,410
石川県	11,440	熊本県	11,250
福井県	11,700	大分県	11,520
山梨県	11,620	宮崎県	11,590
長野県	11,160	鹿児島県	11,290
岐阜県	11,210	沖縄県	11,450
静岡県	11,080	北海道都市	11,350
愛知県	11,190	仙台市	11,720
三重県	11,260	愛知県都市	11,160
滋賀県	11,370		

令和2年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

[総務省]

ご紹介

地方公共団体等が追加費用として負担すべき金額の基礎となる追加費用率及び地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として地方公共団体が負担すべき金額の算定の基礎となる負担率が、令和2年3月31日に公示されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」（令和2年3月31日付け総行福第65号）を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

○ 総務省告示第九十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、平成三十一年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところに

より算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。)の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

[I・II同左]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{28.2}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{43.3}{1000}$
	その他教職員	$\frac{26.0}{1000}$
警察共済組合		$\frac{19.7}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{17.9}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{15.4}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{2.6}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{4.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{2.5}{1000}$
警察共済組合		$\frac{2.2}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{1.6}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{1.2}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

[別表第3～別表第5 同左]

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和二年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

[I・II略]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{26.4}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{31.9}{1000}$
	その他教職員	$\frac{16.8}{1000}$
警察共済組合		$\frac{20.1}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{21.2}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{15.3}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{1.5}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.3}{1000}$
警察共済組合		$\frac{1.8}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{2.0}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{1.1}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

[別表第3～別表第5 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

○ 総務省告示第九十三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日 総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、平成三十一年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の十・一を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・七を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十・一を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・七を乗じて得た金額とすることとする。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和二年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の九・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・三を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の九・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・三を乗じて得た金額とすることとする。

○ 総務省告示第九十四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日 総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成三十一年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の三十九・七を乗じて得た金額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和二年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の四十・〇を乗じて得た金額とする。

○ 総務省告示第九十五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十八号）第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日 総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成三十一年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の三十九・七を乗じて得た金額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和二年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の四十・〇を乗じて得た金額とする。

○ 総務省告示第九十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日 総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が平成三十一年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 1 地方職員共済組合 千分の〇・〇五
- 2 公立学校共済組合 千分の〇・〇九
- 3 警察共済組合 千分の〇・〇三
- 4 東京都職員共済組合 千分の〇・〇六
- 5 指定都市職員共済組合 千分の〇・〇八
- 6 市町村職員共済組合 千分の〇・〇八
- 7 都市職員共済組合 千分の〇・〇八

改正後

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和二年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 1 地方職員共済組合 千分の〇・〇六
- 2 公立学校共済組合 千分の〇・一一
- 3 警察共済組合 千分の〇・〇三
- 4 東京都職員共済組合 千分の〇・〇九
- 5 指定都市職員共済組合 千分の〇・〇六
- 6 市町村職員共済組合 千分の〇・〇六
- 7 都市職員共済組合 千分の〇・〇六

○ 総務省告示第九十七号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和二年四月一日から施行する。なお、平成二十八年総務省告示第百三十号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、令和二年三月三十一日限り、廃止する。

令和二年三月三十一日 総務大臣 高市 早苗

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率千分の四十八・〇

○ 総務省告示第九十八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を次のように定め、令和二年四月一日から施行する。

なお、平成二十七年総務省告示第百三十六号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件）は、令和二年三月三十一日限り、廃止する。

令和二年三月三十一日 総務大臣 高市 早苗

千分の〇・一〇

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成31年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

[総務省]

ご紹介

総務省は、自治行政局長名で「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成31年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」(令和2年政令第104号)が公布されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「政令等の施行について」(令和2年3月31日付け総行福第92号)を各共済組合等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

1 概要

令和2年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号。以下「昭和60年改正法」という。)による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。)による退職年金等の給料年額改定率の改定等を行う。

2 改正の内容

1 【第1条関係】地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号。以下「平成23年改正法」という。)附則の規定により引き続き支給することとされた旧地方議会議員年金(※)の年金額は廃止前と同様に改定することとされ、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成23年政令第151号)附則第2条の2の規定に基づき改定することとされている。

※地方議会議員の年金については、平成23年改正法により廃止されたところであるが、同法の施行前までに受給権を有する者に係る経過措置として、旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金等については、なお従前の例により改定され支給される。

今般、賃金スライドによる年金算定の基準日を令和元年6月1日に改めるとともに、令和2年度における厚生年金の再評価率の改定(+0.2%)に併せて、物価スライドに用いる累積物価変動率の改定(+0.2%)を行う。

2 【第2条関係】平成31年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正

昭和60年改正法による改正前の地共済法による退職年金等については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第43条第1項に規定する再評価率と同じ仕組みを設け、年金額に給料年額改定率(※)を乗じて算定することとしている。

※退職年金など昭和60年改正法による改正前の地共済法による年金の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和60年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

給料年額改定率は、平成31年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令(平成28年政令第132号)で定めており、厚生年金保険法に規定する再評価率の改定措置が講じられる場合、当該改定措置に準じ、当該政令に規定する給料年額改定率の改定(+0.2%)を行う。

3 スケジュール

公布日：令和2年3月30日 施行日：令和2年4月1日

年金制度等の日誌

■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R2.3.30	国民年金法施行令等の一部を改訂する政令(政令第101号)
	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(政令第104号)
R2.3.31	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務省令第23号)
	昭和四十八年自治省告示第七十二号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件)の一部改正(総務省告示第92号)
	平成二十八年総務省告示第二百二十七号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件)の一部改正(総務省告示第93号)
	平成二十七年総務省告示第三百四十二号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件)の一部改正(総務省告示第94号)
	平成二十七年総務省告示第三百四十三号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件)の一部改正(総務省告示第95号)
R2.4.15	地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(政令第145号)

業務等の状況

■ 会議開催状況

<p>3月23日 第130回 役員会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和2年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、3月25日の第132回運営審議会に提出する旨決定されました。</p>
<p>3月25日 第132回 運営審議会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和2年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。</p>

■ 会議開催予定

<p>6月24日 第131回 役員会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会 内容 令和元年度決算(案)について</p>
<p>6月30日 第133回 運営審議会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会 内容 令和元年度決算(案)について</p>



宿泊施設の紹介

愛媛県市町村職員共済組合

愛媛県市町村職員共済組合福祉施設

えひめ共済会館

官公庁やビジネス街から徒歩数分の市内中心地にあり、交通の便が良くビジネスや観光の拠点として幅広くご利用いただけます。



1泊2食付き
四季の伊予路プラン
7,100円(税込)

朝食はバイキング形式となります



シングル



和室



バリアフリールーム

おすすめ観光スポットのご案内



四国カルスト(久万高原町)
日本三大カルストの1つ。
四季折々の高山植物を楽しんでいただけます。



しまなみ海道(今治市)
安全標識やサイクリング施設が充実した、サイクリングコースとして有名です。



臥龍山荘(大洲市)
平成28年、国の重要文化財に登録。
美しい日本庭園を味わうことができます。

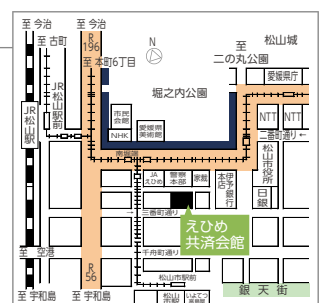
ご予約・お問合せ

〒790-0003
愛媛県松山市三番町5-13-1
☎ 089-945-6311
✉ e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp
🌐 <http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



交通のご案内

🚶 JR松山駅から路面電車(②番環状線又は⑤番松山駅前線)で7分、南堀端下車徒歩3分
🚗 松山空港からタクシー利用で15分
🚗 松山インターから車で20分
🚶 松山市駅から徒歩5分



えひめの名城

歴史だけじゃない、名城めぐりのお楽しみ

中世の城跡や江戸時代の天守へ。自然や眺望も見どころ

愛媛県には、江戸時代以前に建造された天守を有する「現存十二天守」に数えられる城、「松山城」と「宇和島城」があります。

また、全国でも珍しい海岸平城の「今治城」や、伝統的な工法で復元された「大洲城」、

昭和61年(1986)に復元された「川之江城」も、一度は訪れてみたいお城です。

歴史的な見どころだけでなく、自然との出会い、眺望、イベントなど、「えひめの名城」の楽しみどころを紹介します。



何度訪れても
違った楽しみ方がある

01

01 松山城

松山市の中心部、標高132mの勝山に築かれた松山城。山頂に本丸、裾野には史跡庭園となっている二之丸と、堀之内公園として親しまれている三之丸が広がります。加藤嘉明が初代藩主となり、慶長7年(1602)から四半世紀もの歳月をかけて築城しました。「現存十二天守」の一つで、城内には21棟の重要文化財があります。4つの登城道とロープウェイ・リフトを利用する方法があり、様々なイベントも開催されています。



藤堂高虎が築城した
守りの固い城

02

02 今治城

藤堂高虎が慶長7年(1602)から5年の歳月をかけて築城した今治城は、高松城、中津城と並ぶ日本三大海城です。幅50~70mもある広い堀やその先に見える高い石垣などに、守りを固めるための工夫した造りが見られます。堀に海水が引かれているのも特徴で、淡水魚もいれば、クロダイやフグなど海の魚も泳いでいます。日没30分後から23時までライトアップされ、城が立体的に浮かび上がる夜景が楽しめます。



復元天守の最上階は
展望台

03

03

川之江城

標高62mの鷲尾山に建つ川之江城は、延元2年(1337)に伊予の大守・河野氏が築かせた城。四国の要所に位置しているため、幾度となく戦いに遭いました。昭和61年(1986)、城跡に天守等が復元されました。天守最上階は展望台になっていて、四国中央市の工業地帯や瀬戸内海を一望できます。春は桜、秋は紅葉に彩られた景観が楽しめます。

04 大洲城

大洲の中心部を流れる肱川の畔、小高い山のうえにそびえる大洲城。その歴史は鎌倉時代末期、伊予国守護宇都宮豊房の築いた地蔵ヶ岳城に始まるとされており、明治時代に天守は取り壊されてしまいましたが、平成16年(2004)、築城当時の雛型や歴史資料を元に伝統的な工法によって木造の天守を復元。天守内では、その見事な木組みや、築城の様子を表現したジオラマなどの資料を見ることが出来ます。毎月第3土曜日には「大洲藩鉄砲隊」による火縄銃の演武が見られ、「輪ゴム火縄銃体験」も開催されています。



肱川の畔に
四階四層の天守

04

05 宇和島城

宇和島の中心部に位置する標高約80mの丘陵に築かれた平山城。近世城郭は藤堂高虎によって、慶長元年(1596)から慶長6年(1601)にかけて築かれ、天守は伊達家により再建されましたが、城構えは創建当時のものを引き継いでいます。城山は国史跡で、現存十二天守に数えられる天守は国の重要文化財に指定されています。



古城の雰囲気漂わせる
優美な城



地方公務員共済組合連合会

Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>
公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>
警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>
東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>
指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第214号

令和2年5月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)

表紙の写真：鷲ヶ頭山(愛媛県今治市)

瀬戸内しまなみ地域のほぼ中央に位置する鷲ヶ頭山(わしがとうさん)。

標高436メートルの山頂からは、空と海と島のコントラストがおりなす360度の絶景が広がり、季節を問わず訪れた者を感動させます。

10月25日(日)、瀬戸内しまなみ海道では、供用中の高速道路本線を走行する

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ2020」が2年ぶりに開催されます。

大会当日は、「サイクリストの聖地」しまなみ海道やゆめしま海道などを舞台に約40キロメートルから140キロメートルの5コースを約3,500人が疾走します。

